

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年7月25日開催 主要行等]

1. 「令和5年6月29日からの大雨」及び「令和5年7月7日からの大雨」にかか る災害等に対する金融上の措置について

- 令和5年6月29日からの大雨及び令和5年7月7日からの大雨にかか
る災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- まず、6月29日からの大雨にかかるとして、山口県に災害救助法
が適用されたことを受け、7月3日、中国財務局より日本銀行との連名で
「金融上の措置要請」を山口県内の関係金融機関等に発出した。
- 次に、7月7日からの大雨にかかるとして、島根県、佐賀県、大分
県、福岡県、富山県、秋田県及び青森県に災害救助法が適用されたことを受
け、7月10日、11日、14日及び18日に、適用地域を管轄する財務局より
日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被
災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支
援対応を改めてお願いしたい。

2. LIBOR からの移行対応について

- ドル以外の LIBOR は 2021 年 12 月末に公表停止し、ドル LIBOR につい
ても 2023 年 6 月末に公表が停止された。移行対応が完了していない契約が残
存する金融機関においては、公表停止後の最初の金利更改日までに移行対
応を完了できるよう、遺漏なき対応をお願いしたい。
- 現在、2023 年 6 月末基準での「第 5 回 LIBOR 利用状況調査」に協力いた
だいているが、その結果も踏まえ、金融庁は引き続き日本銀行と連携し、残
存するドル LIBOR 参照契約や、2023 年 7 月から時限的に公表開始された擬

似的な LIBOR であるシンセティックドル LIBOR 参照契約について、移行対応のモニタリングを継続し、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

3. 「遺留金等に関する実態調査書」の公表及び手引きの再周知について

- 2021年3月、厚生労働省及び法務省は、「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」（以下「手引」という。）をとりまとめ、地方公共団体に対し通知するとともに、金融庁からも、各協会（全国銀行協会等）を通じて、各金融機関宛に周知を実施した。
- こうした中、総務省は、2021年12月から2022年11月に実施した調査について、その結果を「遺留金等に関する実態調査結果報告書」として、2023年3月28日に公表した。
- 報告書によれば、手引において、市区町村が支弁した葬祭費用について、死亡人の預貯金を現金化したものを充当できることが明示されているが、その後も、預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠が不明などとして、市区町村が金融機関において預貯金を引き出せない事例が一部において認められた。
- 以上を踏まえ、報告書においては、厚生労働省が、
 - ・ 関係省庁と連携し、法的根拠を手引等で明示し、市区町村・金融機関に周知
 - ・ 周知後に対応状況を調査し、支障となっている点を把握し改善を検討するよう勧告された。
- これを受けて、2023年7月4日、金融庁より各協会に対し、手引を再度周知するよう事務連絡を発出した。
- 既に、預貯金の引き出しに対応いただいている金融機関もあると認識しているが、改めて改訂された手引を踏まえ、各地方公共団体と連携するなど、適切な対応をお願いしたい。

4. マネロンレポートの公表及び態勢整備について

- 2022 事務年度版の「マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称、「マネロンレポート」）を 2023 年 6 月 30 日に公表した（これまで 2018 年、2019 年、2022 年に公表しており、2023 年で 4 回目）。
- レポートでは、検査やモニタリングを通じて把握した金融機関の共通課題や、取組みの好事例、FATF における議論の状況等について記載している。
- 各金融機関においては、本レポートを参考に、自らの態勢の改善や業界全体の底上げに向け、取り組んでいただきたい。

※ レポート概要

- ・ 技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等が進行し、金融取引が複雑化する中、コロナ禍における非対面取引の拡大等も要因として、金融機関等が直面するマネロン等に関するリスクも変化。特に、特殊詐欺やサイバー空間での犯罪件数が増加するとともに、暗号資産や資金決済（収納代行）等についても引き続きリスクが内在しており、金融機関等は、マネロン等リスクの変化に応じた継続的なリスク管理態勢の高度化が求められている。
- ・ マネロンガイドラインで求める事項についての態勢整備の期限としている 2024 年 3 月末に向け、金融機関の全体的な態勢水準は高度化しているものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた計画検討に時間を要し、実際の取組に遅れが認められる金融機関が存在。
- ・ 金融庁は、検査やヒアリングを通じて、引き続き、金融機関等のリスクベースでの取組みの高度化を促していくため、ガイドラインで対応が求められる事項とされる取組みに関するギャップ分析の正確性、2024 年 3 月末に向けた行動計画の進捗状況について検証を行っている。

5. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 2022 年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を 2023 年 6 月 30 日に公表した（2019 年から公表しており、2023 年で 5 回目）。

- 2022年度のレポートと同様に、「障害発生の端緒」※¹毎に、障害の傾向、原因及び課題を分析している。加えて、障害時に業務を早期復旧させるレジリエンスの重要性が高まっていることを踏まえて、新たにインシデント対応の良好事例を盛り込んでいる※²。
- 各金融機関においては、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

※1 以下の①～④の障害発生の端緒毎に、システム障害の傾向、原因及び課題を整理。

①サイバー攻撃、不正アクセス等

不正アクセスによる情報漏えい、サポート期限切れ機器のマルウェア感染、DDoS 攻撃によりホームページが閲覧できない状態が発生。重要な外部委託先を含めたセキュリティ対策の強化とインシデント発生時のレジリエンスの強化が課題。

②日常の運用・保守等

障害時に冗長構成が機能しない状態や、外部委託先のシステム障害で復旧が遅延する状態が発生。外部委託先における対応を含めた復旧手順を整備し、外部委託先との共同訓練を通じた、復旧手順の実効性の確保が課題。

③システム統合・更改や機能追加等

機能追加のためのプログラム改修時等に障害が発生。システム仕様書などの IT 資産の整備や、有識者の適切な配置等によるレビュー態勢の整備が課題。

④プログラム更新、普段と異なる特殊作業等

プログラム更新時や不定期作業時に、外部委託先による設定ミスや作業の誤りによって、ATM 等が停止。システム変更に関する作業手順の検証態勢の整備、本番環境に即したテストの実施、多層的なチェック態勢の整備など、作業品質の向上が課題。

※2 良好事例

クラウド障害により ATM が停止。コンティジェンシープランに基づき、職員が迅速に ATM を手動復旧させた。また、担当でない職員も復旧対応できるようマニュアルを整備し、訓練を実施している。

6. リテールビジネスの在り方について

- 2023年6月30日に、「リスク性金融商品の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した(2018年から公表しており、2023年で6回目)。
- モニタリング結果については省略するが、例えば、積立投資信託を行っている顧客の割合が増加しているなど、「貯蓄から投資」に対する国民の意識は一段と高まっていると考えられる。一方で、安定的な資産形成を目指す顧客等への仕組債や外貨建て一時払い保険の販売で典型的に見られたとおり、「顧客の利益」よりも、「金融機関の収益」を重視した販売を行えば、「貯蓄から投資」の流れを阻害するおそれがある。
- 各金融機関においては、「顧客の最善の利益」の実現に向けて、指摘された問題点のみを正すというミニマムな対応にとどまらず、より顧客のためになるベストプラクティスを目指し、国民の安定的な資産形成に向けたサポートをお願いしたい。
- 金融庁としても、顧客本位の業務運営の確保がより一層進展するよう、モニタリング等を続けていきたいと考えている。

7. 経済安全保障推進法に基づく内閣府令(案)公表について

- 2023年4月5日、経済安全保障法制に関する有識者会議が開催され、ここで示された内容のうち以下について、内閣府令(案)の意見公募手続(7月14日締切)を行った。
 - ・ 規制対象となる事業者の指定基準
 - ・ 特定重要設備
- 本制度は、金融を含む基幹インフラの指定事業者に対して、その特定重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。金融庁としては、制度の施行に向けて、各金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続き協力いただきたい。

- 金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置しており、金融庁では総合政策局リスク分析総括課の経済安全保障室で運営している。各金融機関においては、経済安全保障上のリスクへの対応を確保していくために活用いただきたい。

8. Japan Weeks について

- 2023年9月25日～10月6日を、「Japan Weeks」と定め、集中的に海外金融事業者を日本に招致し、資産運用立国に向けた取組みや国際金融センターの実現に向けた取組みに関する情報発信を強化する予定。
- この期間においては、PRI（国連責任投資原則）の年次総会が開催され、海外の投資家の来日が予想される。これをターゲットに、①サステナブルファイナンス、②アセットマネジメント、③貯蓄から投資への促進等の分野において、各種イベントが集中的に開催される。場合によっては、協力をお願いすることがあると考えており、その際は是非お願いしたい。

9. サステナブルファイナンスの取組について

- 2023年6月に、報告書をいくつか公表したので紹介する。
- 1つ目は、6月30日に「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」を公表した。サステナブルファイナンスに係る直近1年間の施策の状況と今後の課題・施策をまとめている。人材育成については、各業界団体にもアンケートに協力いただいた。アンケートからは中途採用よりも社内育成のニーズが高く、即戦力人材を確保する観点から業界全体としての取組みの重要性が指摘されている。業界団体等による研修等の対応への期待が大きいものであり、報告書も参考にしながら取り組んでいただければ幸いである。
- 2つ目は、6月30日に「インパクト投資等に関する検討会報告書」を公

表した。検討会で計8回にわたり議論を行い、社会課題と事業性の両立に必要なイノベーションを担うスタートアップ等への支援に資する、インパクト投資の意義や基本的な考え方をまとめている。また、インパクト投資の基本的な考え方や要件等を取りまとめた「基本的指針案」のパブリックコメントを開始した。2023年10月10日までコメント期間としており、コメントを踏まえて最終化していく予定である。報告書では、更なる投資促進策として、企業、投資家・金融機関、アカデミア、自治体等の幅広い関係者が、データや測定方法、事例等を収集・共有する「コンソーシアム」の立ち上げについて提案されている。インパクト投資については、地域で創業等を図る企業についても活用可能性が指摘されている。国内外での検討はこれからという段階であるが、2023年中にも設置予定の「コンソーシアム」等の議論を是非フォローあるいは参加していただけると幸いである。

- 3つ目は、6月27日に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」を公表した。検討会で計7回にわたり議論を行い、カーボンニュートラルに向けての重要なテーマである企業の移行計画策定について、金融機関によるエンゲージメントの拡大に資するよう、①移行に関する様々な指標の活用、②排出量データの充実、③パスウェイの適格性理解などについて、金融機関への提言を「ガイド」としてまとめている。主要行等においては報告書も参考にしながら、取り組んでいただけると幸いである。

10. NISAの周知・広報等について

- NISAについては、地方公共団体や商工団体会員企業における資産形成に関する取組みを支援できるよう、各財務局に相談窓口を設けることとした。
- 当該窓口には、職員・社員等向けの資産形成セミナー等に関する講師派遣の相談が寄せられる予定である。全国銀行協会などの関係団体に協力いただき、これらの相談をつなぐ先を整備していただいた。
- また、各地の銀行本支店等に派遣可能な講師がいる場合には、そちらにも財務局から相談ができるよう、対応可能な金融機関の一覧の更新に協力いただいた。

- なお、主要行等から講師を派遣していただく場合には、全国銀行協会の後援名義を受けることも可能である。具体的な申請方法については、同協会から事務連絡が発出されていると承知している。
- 金融庁からも、全国の自治体や都道府県の連合会に対して、財務局の相談窓口のほか、事業主が従業員の安定的な資産形成を支援することの重要性をお伝えしている。隗より始めよ、ということで、6月16日に、国家公務員向けの資産形成セミナーも開催している。
- 主要行等においても、現場レベルも含めて、NISAをはじめとする、職域における資産形成支援について、周知・広報活動の積極的な展開や、金融庁も含めた関係団体との連携強化を改めてお願いしたい。例えば、8月25日に、職域における資産形成支援に関するセミナーを開催される由。金融庁としてもできるだけ協力したいので、何かあれば相談いただきたい。

11. 7月G20の成果物について

- 2023年7月17日から18日にかけて、インドのガンディーナガルにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された議長総括における主なポイントを紹介したい。
 - ・ 暗号資産やステーブルコインの規制・監督に関して、今回のG20会合ではFSBのハイレベル勧告を承認するとともに、FSB及び基準設定主体に対し、これらの勧告の実効的かつ適時の実施の促進を求めた。加えて、2023年9月のG20首脳会議に向けて、IMF及びFSBによる統合報告書提出への期待が示された。同報告書においては、FSBの作業と併せて、IMFが検討する暗号資産がマクロ経済に与える影響等の議論が盛り込まれる見込み。また、暗号資産に関するFATF基準のグローバルな実施の加速や、DeFi及び個人間で行われる取引（P2P取引）を含む新たな技術やイノベーションのリスクに関する作業への支持が示された。
 - ・ サステナブルファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」で推奨された行動を推進する

ための更なる努力が求められている。これには、2022年のG20で策定された「トランジション・ファイナンス枠組」の実施も含まれている。

- ・ サステナビリティ開示に関しては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によって公表された2023年6月のサステナビリティ及び気候関連の情報開示基準最終化が歓迎された。
 - ・ また、2023年6月に公表された「サードパーティーリスク管理及び監視の強化」に関するFSBの市中協議報告書が歓迎された。当該市中協議報告書には、金融機関のリスク管理や金融当局のオーバーサイトを向上させるためのツールキットが含まれており、これらのツールキットが、金融機関のオペレーショナル・レジリエンスを高め、重要なサードパーティーへの依存度の高まりから生じる課題に対処することに期待が示された。
 - ・ その他の金融セクターの課題については、OECD閣僚理事会で採択されたG20/OECDコーポレート・ガバナンス原則の改訂版を承認するとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチ、サイバーインシデント報告に関するFSBの市中協議報告書等が歓迎された。
- 今後は、2023年9月にインドでG20首脳会議が開催される予定。引き続き、主要行等の意見もよく聞きつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

12. SVB破綻等を踏まえた国際的な議論の動向について

- シリコンバレー・バンクの破綻等を踏まえた国際的な議論について、足元の状況を紹介する。
- まず2023年6月6日にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）が開催され、プレス・リリースが公表された。この中で最近の銀行の混乱について以下の認識を共有している。
- ・ 銀行の財務・業務運営上の強靭性を強化するためには、銀行自身のリスク管理やガバナンス態勢の強化が最優先事項

- ・ 銀行実務の課題を特定し即座に改善させるためには、監督当局が早期かつ実効的に行動する能力と意思を備えていることが不可欠
 - ・ グローバルな銀行システムの強靱性を強化するためには、バーゼル III 改革の早期、完全かつ一貫した形での実施が重要
- 加えて、BCBS は、銀行監督の実効性の強化、流動性リスク管理及び銀行勘定金利リスクを含め、最近の銀行の混乱から得られる規制監督上の含意について検討を継続するとしている。
- また、2023 年 7 月 6 日に金融安定理事会（FSB）本会合が開催され、プレス・リリースが公表された。この中で FSB による作業計画の見直しに言及がなされている。具体的には、金利と流動性リスクの相互関連性、テクノロジーや SNS が預金流出に果たす役割、に関する作業に注力するとしているほか、破綻処理枠組みに関する教訓に対する詳細なレビューにも取り組むとしている。また、NBF I（Non-Bank Financial Intermediation）セクターの脆弱性の対処にも継続して取り組む旨が記載されており、2023 年 9 月の G20 に NBF I セクターのレバレッジや作業計画の進捗状況について報告書を提出する予定とされている。
- このほか気候変動や暗号資産についても本会合では議論がなされた。
- 引き続き、皆さんの意見もよく聞きつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

(以 上)